

電気通信大学大学院情報理工学研究科副研究科長に関する規程

平成22年12月 8日

改正

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則（以下「組織規則」という。）

第18条第7項の規定に基づき電気通信大学大学院情報理工学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び任命)

第2条 大学院情報理工学研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認める場合は、学長と協議のうえ、組織規則第18条第6項の規定に基づき、大学院情報理工学研究科（以下「研究科」という。）に副研究科長を置くことができるものとする。

2 副研究科長は、大学院情報理工学研究科の専任の教授のうちから、研究科長又は研究科長就任予定者の指名する候補者について、大学院情報理工学研究科教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

(職務)

第3条 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

(任期)

第4条 副研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、副研究科長の任期は、当該副研究科長を指名した研究科長の任期の終期を超えることはできないものとする。

3 副研究科長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。